一、第四回國際労働会議ニ派遣サルベキ労働代表ノ選出ニ関スル事項發表セラルヽヤ本聯合会其他労働総同盟、労働組合同盟会所属ノ各労働團体ハ恰モ申合セタルモノヽ如ク各幹部等ハ密ニ協議ヲナシ國際労働会議ナルモノハ政府ノ資本家ノ傀儡ナルコトハ公然ノ事実ニシテ労働者ニ何等ノ利益ヲ齎スモノニアラズ殊ニ労働代表選出ノ銓衡委員ノ選挙ガ三百名以上使用スル会社工場ノミニ局限セラルヽガ如キニ至リテハ其ノ理由ノ發見ニ苦シム所ナリ而シテ一歩ヲ譲リテ考フルモ代表委員ハ政府、資本家、労働者側ヨリ各一名トシテ政府ト資本家ハ之レ一体ナリ故ニ其ノ数ニ於テ労働代表ガ労働者ヲ代表スルト云フコトハ全ク形式ニ止ル事ヲ認メナリ如斯事ヲ知リテ尚且ツ労働代表ヲ選出スルガ如キ無自覚ニアラズト一有ニ反対ヲ聲明シ大正十一年七月廿九日東京府廳ニ労働代表選挙ヲ執行スルニ際シ本聯合会会員等ハ同廳門内外ニ於テ左記宣傳ビラヲ各銓衡委員ニ配布シ投票ヲ阻止セントシ尚テ當選挙場ニ於テ傍聴席ヨリ[illegible]ニ選挙ヲ不能ナラシムベク弥次ヲ飛バシ遂ニ一票ノ投票アリタルモ全部無ニ帰スルニ至レリ

宣傳ビラ

君ガ一票ヲ投ズレバ　資本家ハ喜ビ　労働者ハ怒ル

君ガ資本家ナラバ一票ヲ投ゼヨ、君ガ労働者ナラバ一票ヲ捨テヨ

機械労働組合聯合会

一、大正十一年八月十七日午後八時ヨリ京橋月島労働会館ニ幹部会ヲ開キ、[illegible]、平澤計七、杉浦啓一、鮎田國吉、福田送之助ガ十一名左記事項ヲ協定シ同十時三十分散会セリ

一、國際労働会議ニ派遣セラルヽ労働代表田澤氏ハ労働者ノ代表ト認ムル能ハザルヲ以テ極力反対ノ氣勢ヲ擧クル為メ

(一) 演説会ヲ開催スルコト

(二) 演説会場ハ青年会館、佛教会館、[illegible]所、松本亭ノ何レカニ交渉ノ上決定スルコト

(三) 期日ハ会場決定ノ上定メ印刷物ニ依リ宣傳スルコト

(四) 本演説会ニ要スル費用ハ三百円ヲ限度トシ所属各組合ニテ負担ノコト

(五) 演説会後ノ決定次第都下各労働團体ニ協定事項ヲ通告シ

(六) 模様ニ依リテハ檄文ヲ市内ニ撒布スルコト

演説会ニ於テ本邦労働代表ノ反対及其理由ヲ決議シ國際労働会議各國代表委員ニ送電スルコト

一、大正十一年八月二十日午後七時ヨリ神田錦町松本亭ニ於テ國際労働会議否認演説会開催入場料二十銭ヲ徴シタルガ聴衆約百二十名ニシテ先ヅ平澤計七開会ノ辞ヲ述ベ次テ[illegible]者外十三名ノ演説アリタルガ内[illegible]猛、鶴[illegible]、平澤計七ノ所論ハ治安ヲ害スルノ虞アリタルヲ以テ臨監警察官ニ於テ其演説ヲ中止シ弁士[illegible]ノ言辞ハ直接行動ヲ暗示シ聴衆ヲ盛ニ和シ喧噪ヲ極メントスルノ虞アリタルヲ以テ臨監警察官ハ同九時演説会ノ解散ヲ命ジタルガ別ニ不穏ノ行動ニ出ヅルモノナク[illegible]ニシテ退散セリ

尚平澤計七ハ演説ニ次キ左ノ如キ決議ヲナスベク会衆ニ諮リタルモ臨監警察官ヨリ演説ノ中止ヲ命セラレタル為メ其ノ儘トナリタリ

決議

俺達労働者ハ國際労働会議ヲ否認スル、ソレハ國際労働